

「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」(合併構想)
における構想対象市町村への位置付けについて

《本県の構想対象市町村及びその組合せについての考え方》

「新合併特例法に基づく合併協議会が設置されており、合併に向けた状況を踏まえて関係市町村の全部から要請があった地域」
について、構想対象市町村の組合せに位置付ける。

合併構想 (H18.3.31 策定) 第 3 - 1 - (1) より抜粋

平成 19 年 5 月 25 日 福島市長・飯野町長から当該地域について
合併構想への位置付け要望がなされたところ

1 合併構想に位置付けるには

県は、合併構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。(合併新法第 60 条)

「福島県市町村と県の連携に関する審議会」の意見を踏まえ、位置付けることが必要

2 構想対象市町村に位置付けられることのメリット

(国の財政支援措置)

合併準備経費、合併移行経費についての特別交付税措置 (1 / 2)

対象経費：合併協議会、広報誌、電算システム統合、標識・看板の掛け
替え等に要する経費

合併前に必要となる事業、合併後のまちづくり事業への合併推進債の活用
充当率 90 % 交付税算入率 40 % など